

## 令和3年度 沖縄市都市公園清涼飲料自動販売機設置仕様書

### 1. 設置条件

- ① 設置は、入札手数料率（20%以上）で最高手数料率を提示した清涼飲料自動販売機設置者（以下、「設置者」という。）に設置優先権を与えるものとする（最高手数料率を提示した設置者が辞退した場合は、次に高い価格を提示した設置事業者となる）。
- ② 設置場所は、本市が指定した場所となるが、清涼飲料自動販売機（以下、「自販機」という。）の種類によって商品の補充やメンテナンスの際、公園利用に支障が生じないように、応募前に必ず別途図面及び設置場所の寸法など現場確認を行うこと。
- ③ 公園内の施設、構造物を損傷させないこと。損傷させた場合は、設置者の責任で復旧させること。

### 2. 設置場所 ※別紙1・2参照

公園名	設置場所	設置面積	台数
美東公園	雲梯付近 道路側	2.00 m <sup>2</sup>	
		自販機：幅 1.2m×奥行 0.8m 以内 回収箱：幅 0.6m×奥行 0.8m 以内	1 台 2 台
若夏公園	男子トイレ 出入口横	2.00 m <sup>2</sup>	
		自販機：幅 1.2m×奥行 0.8m 以内 回収箱：幅 0.6m×奥行 0.8m 以内	1 台 2 台

### 3. 設置期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（毎年更新）

### 4. 自販機の種類及び運営上の条件

- ① 設置者は、毎月1日～末日までの自販機の商品販売実績を計算し、4ヶ月ごとの翌月（8月、12月、4月）10日までに自販機商品販売実績報告書を提出すること。
- ② 販売品目は清涼飲料とし、酒類の販売は行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。また、販売品目の詳細については、協定締結後に本市と協議のうえ決定するものとする。
- ③ 一本あたりの価格については、標準小売価格以下で販売すること。
- ④ 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収箱を指定場所に設置し、設置者の責任で適切に回収及びリサイクルをして衛生的に良好な状態を保つこと。
- ⑤ 障がい者等に配慮したユニバーサルデザインとすること。

## 5. 光熱水費について

自販機設置に伴う光熱水費は、設置者が直接負担すること。

※設置する自販機に電源を供給するための電気設備については、設置者が対応すること。  
別途占用許可を要する場合も同様とする。

## 6. 設置後の安全対応及び環境配慮

- ① 設置者は、台風や地震等による自販機（電源供給のための電気設備を含む）の転倒に配慮し、適正に設置をすること。
- ② 設置する自販機は、省エネルギー、ノンフロン対策等の環境負荷を低減した機種とすること。

## 7. 維持管理について

- ① 設置者は、商品の補充、釣り銭管理等の自販機の維持管理を行うこと。尚、窃盗等による商品及び自販機が汚損又は破損した時は、設置者の負担により速やかに復旧すること。
- ② 設置者は、商品の賞味期限等に注意をすること。
- ③ 自販機の故障・問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応すること。また、自販機に故障等が起こった場合の連絡先を記載すること。
- ④ 定期的に運営上の安全について確認すること。
- ⑤ 自販機の設置によって第三者に生じた事故が、本市の責に帰さない事由による場合は、設置者が補償すること。
- ⑥ 本市は、本市の責によることが明らかな場合を除き、自販機に係る窃盗事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないものとする。
- ⑦ 設置期間が満了したときは、速やかに自販機を撤去し、原状回復すること。自己都合により撤去する場合も同様とする。

## 8. 費用負担について

設置、保守管理、移設、復旧、撤去及び原状回復等に関する一切の費用を設置者が負担すること。尚、本市へ補償の請求をすることはできない。

## 9. その他

本仕様書に定めのない事項については、本市と設置者の間で協議の上、決定するものとする。